

写

半 期 報 告 書

第 91 期中 自 平成 18 年 4 月 1 日
至 平成 18 年 9 月 30 日

株 式 会 社

琉 球 銀 行

501082

第91期中(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに変換する前のワードプロセッサファイルに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記と同様の方法により出力・印刷した中間監査報告書を末尾に綴じ込んであります。

株 式 会 社

琉 球 銀 行

目 次

【表紙】	1	頁
第一部 【企業情報】	2	
第1 【企業の概況】	2	
1 【主要な経営指標等の推移】	2	
2 【事業の内容】	4	
3 【関係会社の状況】	4	
4 【従業員の状況】	4	
第2 【事業の状況】	5	
1 【業績等の概要】	5	
2 【生産、受注及び販売の状況】	25	
3 【対処すべき課題】	25	
4 【経営上の重要な契約等】	25	
5 【研究開発活動】	25	
第3 【設備の状況】	25	
1 【主要な設備の状況】	25	
2 【設備の新設、除却等の計画】	25	
第4 【提出会社の状況】	26	
1 【株式等の状況】	26	
(1) 【株式の総数等】	26	
【株式の総数】	26	
【発行済株式】	26	
(2) 【新株予約権等の状況】	28	
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	29	
(4) 【大株主の状況】	29	
(5) 【議決権の状況】	30	
【発行済株式】	30	
【自己株式等】	30	
2 【株価の推移】	30	
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	30	
3 【役員の状況】	30	
第5 【経理の状況】	31	
1 【中間連結財務諸表等】	32	
(1) 【中間連結財務諸表】	32	
【中間連結貸借対照表】	32	
【中間連結損益計算書】	35	
【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】	36	
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	38	
【事業の種類別セグメント情報】	69	
【所在地別セグメント情報】	69	
【国際業務経常収益】	69	
(2) 【その他】	74	
2 【中間財務諸表等】	75	
(1) 【中間財務諸表】	75	
【中間貸借対照表】	75	
【中間損益計算書】	78	
【中間株主資本等変動計算書】	79	
(2) 【信託財産残高表】	99	
(3) 【その他】	99	
第6 【提出会社の参考情報】	100	
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	100	
独立監査人の中間監査報告書	巻末	

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月25日

【中間会計期間】 第91期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社琉球銀行

【英訳名】 Bank of The Ryukyus, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大 城 勇 夫

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号

【電話番号】 沖縄(098)866局1212番 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 金 城 棟 啓

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田多町2丁目2番16号
株式会社琉球銀行総合企画部東京事務所

【電話番号】 東京(03)5296局8617番

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼総合企画部東京事務所長 照 屋 正

【縦覧に供する場所】 株式会社琉球銀行東京支店
(東京都千代田区神田多町2丁目2番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成16年度	平成17年度
		中間連結 会計期間 (自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成16年度 (自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	22,173	24,011	20,685	47,396	54,299
うち連結信託報酬	百万円	428	123	2	693	131
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	4,921	17,995	5,297	8,538	2,429
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	3,678	11,052	3,397		
連結当期純利益	百万円				6,063	1,375
連結純資産額	百万円	95,085	83,353	96,145	97,391	91,094
連結総資産額	百万円	1,490,028	1,476,809	1,498,171	1,529,964	1,500,202
1株当たり純資産額	円	1,908.16	1,501.84	1,882.80	1,967.41	1,748.85
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間純 損失)	円	127.41	382.90	117.67		
1株当たり当期純利益	円				189.24	26.86
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	円	72.74		77.81		
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円				108.04	17.40
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.88	10.08	12.50	11.02	11.05
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	83,230	28,347	4,176	63,642	76,937
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,892	30,412	20,828	12,568	67,740
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,755	1,759	9,391	1,765	2,364
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	28,455	29,757	24,805		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				33,561	40,424
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,369 [319]	1,324 [352]	1,295 [358]	1,344 [325]	1,300 [349]
信託財産額	百万円	31,496	1,020	157	15,951	267

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 平成17年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、純損失が計上されているため、記載しておりません。

4 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

5 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出して

おります。

6 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを注記しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第89期中	第90期中	第91期中	第89期	第90期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	20,665	22,850	19,530	44,823	50,854
うち信託報酬	百万円	428	123	2	693	131
経常利益 (は経常損失)	百万円	4,730	17,893	4,388	8,069	1,698
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	3,637	10,741	3,384		
当期純利益	百万円				5,846	1,330
資本金	百万円	44,127	44,127	44,127	44,127	44,127
発行済株式総数	千株	普通株 28,907 優先株 8,000	普通株 28,907 優先株 8,000	普通株 28,907 優先株 8,000	普通株 28,907 優先株 8,000	普通株 28,907 優先株 8,000
純資産額	百万円	95,180	83,577	94,197	97,310	90,952
総資産額	百万円	1,484,943	1,472,021	1,492,433	1,525,006	1,494,826
預金残高	百万円	1,317,022	1,350,134	1,359,380	1,372,464	1,361,663
貸出金残高	百万円	1,117,083	1,075,858	1,053,787	1,117,371	1,050,597
有価証券残高	百万円	182,797	228,893	283,423	197,270	262,236
1株当たり中間配当額	円					
1株当たり配当額	円				普通株 40.00 優先株 75.00	普通株 75.00 優先株 75.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.85	10.05	12.37	10.96	10.92
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,241 [223]	1,205 [250]	1,174 [252]	1,222 [227]	1,179 [246]
信託財産額	百万円	31,496	1,020	157	15,951	267
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円					

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

連結子会社数につきましては、設立により1社増加、現在清算手続き中のため当中間連結会計期間より連結範囲から除外した連結子会社1社があったことから、連結子会社5社、非連結子会社1社となっております。

3 【関係会社の状況】

(1) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社
該当ありません。

(2) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助 (百万円)	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
株式会社り ゆうぎん総 合研究所	沖縄県 那覇市	23	産業、経済、 金融に関する 調査研究	100.0	3 (1)		調査研究 受託 預金取引		

(注) 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業務	クレジット カード業務	信用保証業務	事務集中業務	その他	合計
従業員数(人)	1,174 [252]	15 [2]	10 [4]	19 [75]	75 [25]	1,295 [358]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時雇員635人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	1,174 [252]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時雇員404人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行の従業員組合は、琉球銀行労働組合と称し、組合員数は978人です。
労使間においては特記すべき事項はありません。

4 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)は6名です。
なお、執行役員は上記従業員数に含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

平成18年度上期の国内経済は、個人消費は終盤に伸びが鈍化したものの企業収益の改善から設備投資が増加し、雇用情勢の改善に広がりが見られたことから景気は回復しました。

県内経済は、建設関連が公共工事の減少からやや弱含んだものの、堅調な民間工事が下支えとなり、また、観光関連が沖縄ブームから引き続き好調を維持したほか、個人消費も堅調に推移したことから回復を続けました。この間、雇用環境では賃金が改善傾向を示し、企業倒産も落ち着いた動きで推移しました。

このような環境の下、当行は、中期経営計画「Leap2005」（飛躍2005）の着実な履行に取り組みました。

計画2年目である平成18年度は、経営目標に「収益機会の拡大と経営基盤の再構築」を掲げ、積極的な新規業務分野への進出や新たな顧客層への浸透等に取り組んでいます。

平成18年5月には県内地銀で初めて遺言信託・遺産整理業務に参入し、6月にはスイスで最大の専業プライベート・バンクであるロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ社の日本法人と協業を開始するなど、多様で高度な資産運用サービスを提供できる体制を構築しました。

平成18年5月には、3月に提携した那覇、沖縄両商工会議所に続き沖縄県商工会連合会と提携、さらに9月からは沖縄県中小企業家同友会とも提携し、それぞれの会員企業に対して融資商品の金利優遇を実施するなど、中小企業取引に係る顧客基盤の拡充に努めました。

平成18年7月には、東京住宅ローンセンターを設置し、県外からの移住希望ニーズへの対応も開始しました。

以上のような取り組みを通して、当中間連結会計期間は次のような業績となりました。

業容面では、預金の中間期末残高は、投資信託等の預かり資産販売の推進により預け替えが進み、期中23億円減少の1兆3,559億円となりました。貸出金の中間期末残高は、個人向け、法人向けともに増加し、期中38億円増加の1兆540億円となりました。有価証券の中間期末残高は、相場動向を踏まえつつ、健全かつ安定的な収益確保を目指した有価証券ポートフォリオの構築に努めた結果、期中210億円増加の2,839億円となりました。

収益面では、経常収益は、株式等売却益の減少や貸出金利回りの低下により貸出金利息が減少したことなどから、前年同期を33億26百万円下回る206億85百万円となりました。一方、経常費用は、不良債権処理額が大幅に減少したことから、前年同期を266億20百万円下回る153億87百万円となりました。この結果、経常利益は前期を232億92百万円上回る52億97百万円となりました。また中間純利益は前期を144億49百万円上回る33億97百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加などにより 41億76百万円となり、前年同期比325億23百万円の減少となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、債券等を中心とした有価証券の取得などにより 208億28百万円となり、前年同期比95億84百万円の増加となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行により93億91百万円となり、前年同期比111億50百万円の増加となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、248億5百万円となり、前連結会計年度比156億19百万円減少いたしました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は142億37百万円、信託報酬は2百万円、役務取引等収支は25億27百万円、その他業務収支は80百万円となっております。

部門別に見ますと、国内部門の資金運用収支は141億68百万円、国際部門の資金運用収支は69百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	14,441	155	7	14,589
	当中間連結会計期間	14,168	69	0	14,237
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	15,275	799	71	16 15,987
	当中間連結会計期間	14,868	936	64	16 15,723
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	834	644	63	16 1,398
	当中間連結会計期間	700	866	64	16 1,485
信託報酬	前中間連結会計期間	123			123
	当中間連結会計期間	2			2
役務取引等収支	前中間連結会計期間	2,717	28	394	2,350
	当中間連結会計期間	3,068	22	563	2,527
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,317	53	849	3,521
	当中間連結会計期間	4,771	45	1,092	3,724
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,600	25	455	1,170
	当中間連結会計期間	1,702	22	529	1,196
その他業務収支	前中間連結会計期間	457	93		550
	当中間連結会計期間	60	141		80
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	462	166		629
	当中間連結会計期間	21	141		162
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	5	72		78
	当中間連結会計期間	81			81

- (注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
- 3 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間における資金運用勘定の平均残高は1兆4,002億55百万円、そのうち貸出金が1兆85億4百万円、有価証券が2,982億86百万円となっております。資金運用利回りは2.23%、そのうち貸出金が2.69%、有価証券が0.79%となっております。

一方、資金調達勘定の平均残高は1兆3,421億25百万円、そのうち預金が1兆3,360億58百万円となっております。資金調達利回りは0.22%、そのうち預金が0.20%となっております。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,378,866	15,275	2.20
	当中間連結会計期間	1,394,109	14,868	2.12
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,054,217	14,570	2.75
	当中間連結会計期間	1,015,026	13,674	2.68
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	409	2	0.97
	当中間連結会計期間	633	5	1.87
うち有価証券	前中間連結会計期間	175,048	691	0.78
	当中間連結会計期間	283,660	1,107	0.77
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	104,428	1	0.00
	当中間連結会計期間	59,613	30	0.10
うち預け金	前中間連結会計期間	2,717	0	0.01
	当中間連結会計期間	3,475	0	0.01
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(20,020) 1,333,240	(16) 834	0.12
	当中間連結会計期間	(22,830) 1,335,675	(16) 700	0.10
うち預金	前中間連結会計期間	1,293,400	509	0.07
	当中間連結会計期間	1,300,328	521	0.08
うち借入金	前中間連結会計期間	9,689	95	1.97
	当中間連結会計期間	9,790	94	1.92
うち社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	5,519	65	2.36

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(20,020) 44,108	(16) 799	3.61
	当中間連結会計期間	(22,830) 38,907	(16) 936	4.79
うち有価証券	前中間連結会計期間	20,171	129	1.28
	当中間連結会計期間	14,634	87	1.18
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	3,543	55	3.10
	当中間連結会計期間	962	24	5.08
資金調達勘定	前中間連結会計期間	44,584	644	2.88
	当中間連結会計期間	39,205	866	4.40
うち預金	前中間連結会計期間	44,496	644	2.88
	当中間連結会計期間	39,132	866	4.41

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,402,954	11,810	1,391,144	16,059	71	15,987	2.29
	当中間連結会計期間	1,410,187	9,932	1,400,255	15,788	64	15,723	2.23
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,054,217	5,967	1,048,249	14,570	63	14,506	2.76
	当中間連結会計期間	1,015,026	6,522	1,008,504	13,674	64	13,610	2.69
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	409		409	2		2	0.97
	当中間連結会計期間	633		633	5		5	1.87
うち有価証券	前中間連結会計期間	195,219	3,265	191,953	821	7	813	0.84
	当中間連結会計期間	298,294	7	298,286	1,195	0	1,194	0.79
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	107,972		107,972	56		56	0.10
	当中間連結会計期間	60,575		60,575	55		55	0.18
うち預け金	前中間連結会計期間	2,717	2,577	139	0	0	0	0.05
	当中間連結会計期間	3,475	3,402	73	0	0	0	0.02
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,357,805	8,545	1,349,259	1,462	63	1,398	0.20
	当中間連結会計期間	1,352,050	9,925	1,342,125	1,550	64	1,485	0.22
うち預金	前中間連結会計期間	1,337,896	2,577	1,335,319	1,153	0	1,153	0.17
	当中間連結会計期間	1,339,461	3,402	1,336,058	1,388	0	1,387	0.20
うち借入金	前中間連結会計期間	9,689	5,967	3,722	95	63	32	1.72
	当中間連結会計期間	9,790	6,522	3,267	94	64	30	1.84
うち社債	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	5,519		5,519	65		65	2.36

(注) 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(3) 国内・国際部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は37億24百万円、そのうち為替業務によるもの9億21百万円、クレジットカード業務によるもの6億14百万円、預金・貸出業務によるもの4億3百万円となっております。一方役務取引等費用は11億96百万円、そのうち為替業務によるもの1億55百万円となっております。その結果、役務取引等収支は25億27百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,317	53	849	3,521
	当中間連結会計期間	4,771	45	1,092	3,724
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	349			349
	当中間連結会計期間	403			403
うち為替業務	前中間連結会計期間	740	53	0	793
	当中間連結会計期間	876	44	0	921
うち代理業務	前中間連結会計期間	354			354
	当中間連結会計期間	232			232
うちクレジットカード業務	前中間連結会計期間	537			537
	当中間連結会計期間	614			614
うち保証業務	前中間連結会計期間	714	0	424	289
	当中間連結会計期間	760	0	479	280
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	62			62
	当中間連結会計期間	65			65
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,600	25	455	1,170
	当中間連結会計期間	1,702	22	529	1,196
うち為替業務	前中間連結会計期間	135	25		160
	当中間連結会計期間	132	22		155

- (注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び(連結)子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
2 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	国際	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,310,150	39,984	2,595	1,347,539
	当中間連結会計期間	1,324,914	34,465	3,452	1,355,927
うち流動性預金	前中間連結会計期間	663,051		1,065	661,986
	当中間連結会計期間	707,033		1,852	705,180
うち定期性預金	前中間連結会計期間	623,666		1,530	622,136
	当中間連結会計期間	593,275		1,600	591,675
うちその他	前中間連結会計期間	23,432	39,984		63,416
	当中間連結会計期間	24,605	34,465		59,071
譲渡性預金	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
総合計	前中間連結会計期間	1,310,150	39,984	2,595	1,347,539
	当中間連結会計期間	1,324,914	34,465	3,452	1,355,927

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金

4 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,075,312	100.00	1,054,004	100.00
製造業	42,738	3.97	51,615	4.90
農業	2,694	0.25	2,681	0.25
林業	11	0.00	9	0.00
漁業	832	0.08	731	0.07
鉱業	2,284	0.21	1,699	0.16
建設業	88,928	8.27	70,190	6.66
電気・ガス・熱供給・水道業	6,203	0.58	11,082	1.05
情報通信業	6,692	0.62	7,155	0.68
運輸業	18,032	1.68	16,781	1.59
卸売・小売業	121,012	11.25	114,264	10.84
金融・保険業	20,408	1.90	27,411	2.60
不動産業	168,150	15.64	175,874	16.69
各種サービス業	186,045	17.30	185,726	17.62
地方公共団体	56,508	5.26	68,526	6.50
その他	354,770	32.99	320,253	30.39
合計	1,075,312		1,054,004	

(注) 1 国内とは当行及び(連結)子会社であります。

2 海外及び特別国際金融取引勘定分については該当ありません。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	国際	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	126,524		126,524
	当中間連結会計期間	176,787		176,787
地方債	前中間連結会計期間	21,966		21,966
	当中間連結会計期間	21,354		21,354
社債	前中間連結会計期間	38,830		38,830
	当中間連結会計期間	39,629		39,629
株式	前中間連結会計期間	8,604		8,604
	当中間連結会計期間	16,597		16,597
その他の証券	前中間連結会計期間	9,590	21,181	30,771
	当中間連結会計期間	17,991	11,616	29,608
合計	前中間連結会計期間	205,516	21,181	226,697
	当中間連結会計期間	272,359	11,616	283,976

(注) 1 国内業務部門は円建有価証券、国際業務部門は外貨建有価証券であります。ただし、円建外国債券は国際業務部門に含めております。

2 外貨建有価証券及び円建外国債券は、「その他の証券」に計上しております。

(7) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。
信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
その他債権	0	0.00		
銀行勘定貸	1,020	100.00	157	100.00
合計	1,020	100.00	157	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	1,020	100.00	157	100.00
合計	1,020	100.00	157	100.00

(注) 共同信託他社管理財産はございません。

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)
	金銭信託(百万円)	金銭信託(百万円)
銀行勘定貸	1,020	157
その他	0	
資産計	1,020	157
元本	1,020	157
その他	0	0
負債計	1,020	157

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	16,385	15,467	918
うち信託報酬	123	2	121
経費(除く臨時処理分)	10,096	10,122	26
人件費	4,856	4,730	126
物件費	4,597	4,838	241
税金	642	553	89
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		5,345	
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,289	5,345	944
一般貸倒引当金繰入額	53		53
業務純益	6,342	5,345	997
うち債券関係損益	333	42	375
臨時損益	24,235	955	23,280
株式関係損益	2,901	244	3,145
銀行勘定不良債権処理損失	27,565	1,460	26,105
貸出金償却	5,273	726	4,547
個別貸倒引当金繰入額	22,223		22,223
投資損失引当金繰入額	20		20
その他の債権売却損等	47	734	687
その他臨時損益	427	749	322
経常利益 (は経常損失)	17,893	4,388	22,281
特別損益	4	1,364	1,360
うち固定資産処分損益	40	41	1
うち償却債権取立益	582	620	38
うち減損損失	536	9	527
うち貸倒引当金戻入益		794	794
税引前中間純利益 (は税引前中間純損失)	17,889	5,752	23,641
法人税、住民税及び事業税	2,824	14	2,810
法人税等調整額	9,971	2,352	12,323
中間純利益 (は中間純損失)	10,741	3,384	14,125

- (注) 1 業務粗利益 = 信託報酬 + (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものです。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.18	2.08	0.10
(イ)貸出金利回	2.71	2.62	0.09
(ロ)有価証券利回	0.78	0.77	0.01
(2) 資金調達原価	1.52	1.51	0.01
(イ)預金等利回	0.07	0.08	0.01
(ロ)外部負債利回	1.41	0.24	1.17
(3) 総資金利鞘	-	0.57	0.09

- (注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金
 3 信託勘定を含んでおります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入 前・のれん償却前)		11.51	
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入 前)	13.86	11.51	2.35
業務純益ベース	13.98	11.51	2.47
中間純利益ベース	23.68	7.29	30.97

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,350,134	1,359,380	9,246
預金(平残)	1,337,896	1,339,461	1,565
貸出金(未残)	1,075,858	1,053,787	22,071
貸出金(平残)	1,048,717	1,008,601	40,116

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	917,580	905,119	12,461
法人	341,964	358,073	16,109
合計	1,259,545	1,263,193	3,648

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	373,356	336,030	37,326
うち住宅ローン残高	311,206	275,995	35,211
うちその他ローン残高	62,150	60,034	2,116

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	931,659	896,365	35,294
総貸出金残高	百万円	1,075,858	1,053,787	22,071
中小企業等貸出金比率	/ %	86.59	85.06	1.53
中小企業等貸出先件数	件	106,117	100,419	5,698
総貸出先件数	件	106,212	100,518	5,694
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.91	99.90	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	1,020	157	863
		平残	11,189	203	10,986
貸出金	金銭信託	末残			
		平残			

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	697	110	587
法人	322	46	276
合計	1,020	157	863

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	109	793	78	446
保証	1,041	17,794	840	13,673
計	1,150	18,588	918	14,119

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	44,059	44,067
	うち非累積的永久優先株	20,000	20,000
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	29,632	29,637
	利益剰余金	5,857	21,104
	自己株式()	60	72
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		1,280
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子会社の少数株主持分	1,032	1,787
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額()		
	連結調整勘定相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	80,521	95,243
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,782	1,770
	一般貸倒引当金	5,439	5,603
	負債性資本調達手段等	540	10,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	540	10,000
	計	7,762	17,373
うち自己資本への算入額 (B)	7,762	17,373	
控除項目	控除項目(注4) (C)	550	550
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	87,732	112,067

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	853,801	884,672
	オフ・バランス取引項目	16,522	11,843
	計 (E)	870,323	896,515
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.08	12.50

(注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	44,059	44,067
	うち非累積的永久優先株	20,000	20,000
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	29,632	
	その他資本剰余金		29,632
	利益準備金	1,551	120
	その他利益剰余金		20,813
	任意積立金	14,099	
	中間未処分利益	9,590	
	その他		
	自己株式()	38	56
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		1,281
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
計 (A)	79,713	93,295	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)			
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,782	1,770
	一般貸倒引当金	5,399	5,560
	負債性資本調達手段等	540	10,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	540	10,000
	計	7,722	17,330
	うち自己資本への算入額 (B)	7,722	17,330
控除項目	控除項目(注4) (C)	550	550
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	86,885	110,075
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	847,539	877,876
	オフ・バランス取引項目	16,425	11,746
	計 (E)	863,965	889,623
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.05	12.37

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

- 2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものです。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	187	99
危険債権	583	419
要管理債権	380	235
正常債権	9,821	9,952

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

国内経済は、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと見込まれています。

県内経済は、好調な観光や雇用面の改善傾向等により回復基調が持続していますが、金融機関においては、大手行の進出等もあり競争環境はますます激化していくものと予想されます。

このような状況の下、当行は、劣後社債および優先株式の発行により財務基盤を強化し、18年10月には公的資金400億円のうち340億円を返済しました。これは、公的資金という当面の課題に決着をつけ、金融環境の変化や多様化・高度化するお客様のニーズに積極的に対応できる態勢を早期に実現することを目的とするものです。

当行は、中期経営計画に掲げる諸施策を着実に実行し、お客様から信頼される銀行、すなわち「まかせてバンク」の実現を目指してまいります。

またグループ各社とともに、地域への円滑な資金供給や問題解決型機能を提供することで地域経済の活性化に貢献し、地域になくてはならない総合金融グループを目指してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	99,000,000
第一種優先株式	8,000,000
第二種優先株式	4,600,000
計	111,600,000

(注) 1. 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

「当銀行の発行可能株式総数は11,160万株とし、9,900万株は普通株式の発行可能種類株式総数、800万株は第一種優先株式の発行可能種類株式総数、460万株は第二種優先株式の発行可能種類株式総数とする。」

2. 平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当ての方法により、第二種優先株式を400万株発行することが決議され、当中間会計期間後の平成18年10月2日に払込完了いたしました。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月25日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	28,907,262	28,998,903	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	議決権を有しております。 (注) 1
第一種優先株式	8,000,000	1,200,000		(注) 2、3
第二種優先株式		4,000,000		(注) 1、4
計	36,907,262	34,198,903		

(注) 1. 提出日現在発行数には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までの第二種優先株式の取得と引換えにより交付した普通株式数の増加は含まれておりません。取得請求により自己株式取得となりますが、消却していないため、発行額の400万株を提出日現在の株式数としております。

2. 当中間会計期間後、平成18年10月5日の取締役会決議により、平成18年10月11日に第一種優先株式680万株の自己株式の取得及び消却を実施いたしました。

3. 第一種優先株式の内容については次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

優先株主配当金

毎年決算日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき、年75円00銭の優先株主配当金を支払う。

配当非累積条項

ある営業年度において本優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が、上記優先株主配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

配当非参加条項

第一種優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対して、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき37円50銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株式を有する株主に対し普通株主に先立ち、1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株主と同順位にて支払う。本優先株主に対しては、上記5,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権条項

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当行株主総会における議決権を有しない。

(4) 株式の併合又は分割及び無償割当等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。本優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行なわない。

(5) 取得請求権

本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し本優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

取得を請求し得べき期間

平成12年12月29日から平成22年9月30日までの間で発行に際して取締役会で定める期間とする。

当初交付価額

当初交付価額は平成12年12月29日の時価とする。ただし、計算の結果当初交付価額が1,150円(以下「下限交付価額」という)を下回る場合には、下限交付価額を当初交付価額とする。

「平成12年12月29日の時価」とは平成12年12月29日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)を円位未満小数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記に定める交付価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

交付価額の修正

交付価額は、平成13年9月30日以降平成22年9月30日までの毎年9月30日(以下それぞれ「修正日」という)にその時点での時価に修正される。尚、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後交付価額が下限交付価額を下回る場合は修正後交付価額は下限交付価額とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)を円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記 に定める交付価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

交付価額の調整

本優先株式発行後、当行が1株当たり時価を下回る払込み金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、交付価額(下限交付価額を含む)を次に定める算式(以下「交付価額調整式」という)により調整する。ただし、交付価額調整式により計算される交付価額が1,000円を下回る場合には、1,000円をもって調整後交付価額とする。

調整後交付価額 = 調整前交付価額 × (既発行普通株式数 + (新規発行普通株式数 × 1株当たり払込金額) / 1株当たり時価) / (既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数)

交付により発行すべき普通株式数

本優先株式の取得請求により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

交付により発行すべき普通株式数 = (本優先株主が交付請求のために提出した本優先株式の発行価額総額) / 交付価額

優先株式の一斉取得

本優先株式のうち、平成22年9月30日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成22年10月1日(以下一斉取得日という)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式を交付すると引換えに取得する。当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、この場合当該平均値が1,150円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を1,150円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

4. 第二種優先株式の内容については次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

本優先株主または本優先株式の登録株式質権者に対しては剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当行は残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株主、または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先株式の登録株式質権者に対しては、上記5,000円のほか残余財産の分配は行なわない。

(3) 議決権条項

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当行株主総会における議決権を有しない。

(4) 株式の併合又は分割及び無償割当等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。本優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行なわない。

(5) 取得請求権

本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し、本優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

取得を請求し得べき期間

平成18年10月4日から平成23年10月4日までとする。

当初交付価額 2,823円

下限交付価額 1,370円

上限交付価額 5,480円

交付価額の修正

本優先株式の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、交付価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、売買高加重平均価格のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額に修正される。

交付価額の調整

当行は、本優先株式の発行後、当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって交付価額を調整する。

		既発行 普通 株式数	+	新規発行・処分普通株式数 × 1株当たり払込金額・処分価額	
調整後 交付価額	=	調整前 交付価額	×	1株当たり時価	=
		既発行普通株式数 + 新規発行・処分普通株式数			

交付により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の取得 と引換えに交付す べき当行普通株式数	=	第二種優先株主が取得請求 に際して提出した第二種優 先株式の払込金額の総額	÷	交付価額
-------------------------------------	---	---	---	------

当行普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

優先株式の一斉取得

本優先株式のうち平成23年10月4日までに取得請求のなかった本優先株式は平成23年10月5日（以下「一斉取得日」という。）をもって、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ5連続取引日（売買高加重平均価格のない日を除き、一斉取得日の前日が取引日でない場合には、一斉取得日の前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。ただし、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する第二種優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。なお、上記の普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年8月14日 (注)1		36,907		44,127,114	29,632,504	

(注)1 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

2 平成18年10月2日を払込期日とする第三社割当の方法により、第二種優先株式を発行し、発行済株式総数が4,000,000株、資本金が10,000,000,000円、資本準備金が10,000,000,000円それぞれ増加しております。

3 平成18年10月11日に第一種優先株式の自己株式取得及び消却を実施し、発行済株式総数が6,800,000株、その他資本剰余金が29,632,504,842円、その他利益剰余金が10,960,095,158円それぞれ減少しております。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,275	4.41
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	784	2.71
琉球銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	729	2.52
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	689	2.38
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	585	2.02
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	475	1.64
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	450	1.55
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市字城間1985番地の1	409	1.41
株式会社オーエスジー	沖縄県浦添市勢理客4丁目18番5号	304	1.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	279	0.96
計		5,981	20.69

第一種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	8,000	100.00
計		8,000	100.00

(注) 当中間会計期間後、平成18年10月11日に自己株式取得及び消却を実施し、発行済株式総数が6,800,000株減少し、提出日現在の所有株式数は1,200,000株となっております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	(第一種優先株式) 8,000,000		(1)株式の総数等欄ご参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 28,000		普通株式であります。
完全議決権株式(その他)	28,654,400	286,544	普通株式であります。
単元未満株式	224,862		普通株式であります。
発行済株式総数	36,907,262		
総株主の議決権		286,544	

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれておりません。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が20個含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式2株が含まれております。

3. 当中間会計期間後、平成18年10月11日に上記の「無議決権株式」の第一種優先株式6,800,000株を消却しております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 当行	沖縄県那覇市久茂地 1丁目11番1号	28,000		28,000	0.07
計		28,000		28,000	0.07

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	3,500	3,420	2,985	2,805	2,905	2,780
最低(円)	3,170	2,875	2,415	2,430	2,540	2,260

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当中間連結会計期間（平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び当中間会計期間（平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

4. 当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間財務諸表は、くもじ監査法人の監査証明を受けており、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は、くもじ監査法人及び新日本監査法人の監査証明を受けております。

なお、当行は平成18年6月28日をもちまして、くもじ監査法人に加えて新日本監査法人を証券取引法第193条の2第1項の規定に基づく当行の監査を担当する監査法人として追加選任いたしました。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	31,135	2.11	25,682	1.71	41,845	2.79
コールローン及び買入手形		87,154	5.90	80,789	5.39	85,352	5.69
買入金銭債権		1,954	0.13	2,972	0.20	3,245	0.22
商品有価証券		580	0.04	453	0.03	525	0.03
金銭の信託		1,116	0.08	2,996	0.20	2,996	0.20
有価証券	1,8	226,697	15.35	283,976	18.95	262,913	17.53
投資損失引当金		1,715	0.12				
貸出金	2,3, 4,5,6, 7,8,9	1,075,312	72.81	1,054,004	70.35	1,050,185	70.00
外国為替	7	485	0.04	391	0.04	394	0.03
その他資産	8	20,432	1.38	13,400	0.89	17,733	1.18
動産不動産	8,10, 11,12	21,738	1.47			21,437	1.43
有形固定資産	10,11, 12			20,475	1.37		
無形固定資産				2,719	0.18		
繰延税金資産		31,491	2.13	23,321	1.56	25,728	1.71
支払承諾見返		18,684	1.27	14,215	0.95	17,439	1.16
貸倒引当金	6	38,258	2.59	27,227	1.82	29,594	1.97
資産の部合計		1,476,809	100.00	1,498,171	100.00	1,500,202	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	1,347,539	91.25	1,355,927	90.51	1,358,312	90.54
借入金	8,13	3,668	0.25	3,264	0.22	3,298	0.22
外国為替		135	0.00	89	0.00	79	0.00
社債	14			10,000	0.67		
信託勘定借		1,020	0.07	157	0.00	267	0.01
その他負債		13,883	0.94	9,098	0.61	18,984	1.27
賞与引当金		420	0.03	407	0.02	413	0.03
退職給付引当金		5,495	0.37	5,778	0.39	5,633	0.38
再評価に係る繰延税金負債	10	1,574	0.11	3,086	0.21	3,089	0.21
支払承諾		18,684	1.27	14,215	0.95	17,439	1.16
負債の部合計		1,392,423	94.29	1,402,026	93.58	1,407,517	93.82
(少数株主持分)							
少数株主持分		1,032	0.07			1,590	0.11
(資本の部)							
資本金		44,127	2.99			44,127	2.94
資本剰余金		29,632	2.01			29,637	1.98
利益剰余金		5,857	0.40			18,296	1.22
土地再評価差額金	10	2,386	0.15			852	0.05
その他有価証券評価差額金		1,411	0.09			1,753	0.12
自己株式	16	60	0.00			65	0.00
資本の部合計		83,353	5.64			91,094	6.07
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		1,476,809	100.00			1,500,202	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金				44,127	2.95		
資本剰余金				29,637	1.98		
利益剰余金				21,104	1.40		
自己株式	16			72	0.00		
株主資本合計				94,796	6.33		
その他有価証券評価差額金				1,280	0.09		
繰延ヘッジ損益				6	0.00		
土地再評価差額金	10			848	0.06		
評価・換算差額等合計				438	0.03		
少数株主持分				1,787	0.12		
純資産の部合計				96,145	6.42		
負債及び純資産の部合計				1,498,171	100.00		

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		24,011	100.00	20,685	100.00	54,299	100.00
資金運用収益		15,987		15,723		32,520	
(うち貸出金利息)		(14,506)		(13,610)		(29,012)	
(うち有価証券利息配当金)		(815)		(1,200)		(2,122)	
信託報酬		123		2		131	
役務取引等収益		3,521		3,724		7,066	
その他業務収益		629		162		6,040	
その他経常収益		3,749		1,072		8,540	
経常費用		42,007	174.94	15,387	74.39	51,869	95.53
資金調達費用		1,398		1,485		2,669	
(うち預金利息)		(1,153)		(1,387)		(2,353)	
役務取引等費用		1,170		1,196		2,340	
その他業務費用		78		81		110	
営業経費		10,563		10,529		21,207	
その他経常費用	1,3	28,796		2,094		25,541	
経常利益(は経常損失)		17,995	74.94	5,297	25.61	2,429	4.47
特別利益	2,3	586	2.44	794	3.84	1,000	1.84
特別損失	4	579	2.42	51	0.25	614	1.13
税金等調整前中間(当期)純利益 (は税金等調整前中間純損失)		17,988	74.92	6,041	29.20	2,815	5.18
法人税、住民税及び事業税		3,082	12.84	326	1.58	3,260	6.00
法人税等調整額		10,056	41.88	2,120	10.25	2,204	4.06
少数株主利益		37	0.15	196	0.95	384	0.71
中間(当期)純利益 (は中間純損失)		11,052	46.03	3,397	16.42	1,375	2.53

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

(中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		29,632	29,632
資本剰余金増加高			4
自己株式処分差益			4
資本剰余金減少高			
資本剰余金中間期末(期末)残高		29,632	29,637
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		18,563	18,563
利益剰余金増加高		97	1,484
中間(当期)純利益			1,375
土地再評価差額金取崩額		97	109
利益剰余金減少高		12,803	1,751
配当金		1,751	1,751
中間(当期)純損失		11,052	
利益剰余金中間期末(期末)残高		5,857	18,296

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	44,127	29,637	18,296	65	91,995
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			601		601
中間純利益			3,397		3,397
自己株式の取得				6	6
土地再評価差額金の取崩			4		4
連結子会社減少による利益剰余金増加額			7		7
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)			2,807	6	2,800
平成18年9月30日残高(百万円)	44,127	29,637	21,104	72	94,796

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	1,753		852	901	1,590	92,685
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						601
中間純利益						3,397
自己株式の取得						6
土地再評価差額金の取崩						4
連結子会社減少による利益剰余金増加額						7
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	472	6	4	462	197	659
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	472	6	4	462	197	3,459
平成18年9月30日残高(百万円)	1,280	6	848	438	1,787	96,145

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利 益(は税金等調整前中間純 損失)		17,988	6,041	2,815
減価償却費		458	675	949
減損損失		536	9	536
持分法による投資損益()		11	7	8
貸倒引当金の増加額		22,084	2,366	13,420
投資損失引当金の増加額		4		1,711
賞与引当金の増加額		54	5	61
退職給付引当金の増加額		58	145	197
資金運用収益		15,987	15,723	32,520
資金調達費用		1,398	1,485	2,669
有価証券関係損益()		3,318	279	6,545
為替差損益()		301	14	508
動産不動産処分損益()		40		75
固定資産処分損益()			10	
商品有価証券の純増()減		350	72	296
貸出金の純増()減		41,670	3,818	66,797
預金の純増減()		22,365	2,384	11,592
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減()		147	34	382
預け金(日銀預け金等を除く) の純増()減		198	543	241
コールローン等の純増()減		30,098	4,851	30,556
外国為替(資産)の純増()減		239	3	148
外国為替(負債)の純増減()		60	10	4
信託勘定借の純増減()		14,930	110	15,683
資金運用による収入		16,152	15,660	32,664
資金調達による支出		1,450	1,939	2,227
その他		6,029	5,118	861
小計		29,213	1,735	78,661
法人税等の支払額		866	2,440	1,724
営業活動による キャッシュ・フロー		28,347	4,176	76,937

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		85,170	81,197	161,466
有価証券の売却による収入		44,796	7,907	75,415
有価証券の償還による収入		10,101	52,623	20,446
金銭の信託の増加による支出				1,880
動産不動産の取得による支出		144		282
有形固定資産の取得による支出			185	
無形固定資産の取得による支出			46	
動産不動産の売却による収入		4		26
有形固定資産の売却による収入			70	
投資活動による キャッシュ・フロー		30,412	20,828	67,740
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金 の返済による支出				900
劣後特約付社債 の発行による収入			10,000	
配当金支払額		1,749	600	1,749
少数株主への配当 金支払額		1	1	1
自己株式の取得 による支出		8	6	19
自己株式の売却 による収入				306
財務活動による キャッシュ・フロー		1,759	9,391	2,364
現金及び現金同等物 に係る換算差額		20	0	30
現金及び現金同等物 の増加額		3,803	15,611	6,862
現金及び現金同等物 の期首残高		33,561	40,424	33,561
連結除外に伴う現金 及び現金同等物の減少 額			7	
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高		29,757	24,805	40,424

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 りゅうぎん保証株式会社 株式会社りゅうぎんディーシー</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 りゅうぎん保証株式会社 株式会社りゅうぎんディーシー なお、株式会社りゅうぎん総合研究所は、設立により当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 1社 りゅうぎん総合管理株式会社 りゅうぎん総合管理株式会社は、現在清算手続き中であり、重要性も乏しいため当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 株式会社琉球リース</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 りゅうぎん総合管理株式会社 りゅうぎん総合管理株式会社は、現在清算手続き中であり、重要性も乏しいため持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 同左</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 同左</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 5社</p> <p>(2) 連結される子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 5社</p> <p>(2) 連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：2年～10年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：2年～10年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：2年～10年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
		(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。	
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,368百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,909百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、28,249百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>予め定めている償却引当基準に則り、匿名組合に対する出資金について、取得した担保不動産の価額下落を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p>
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。</p>
	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(9) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は16百万円であります。</p>	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>連結子会社のうち1社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(10)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスクヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスクヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>連結子会社は、ヘッジ会計を行っておりません。</p>	<p>(ロ)為替変動リスクヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスクヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、デリバティブ取引のうち一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社は、ヘッジ会計を行っておりません。</p>
	(12)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12)消費税等の会計処理 同左	(11)消費税等の会計処理 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間連結会計期間から適用しております。これにより、税金等調整前中間純損失は536百万円増加しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は94,363百万円であります。なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになった</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当連結会計年度から適用しております。これにより、税金等調整前当期純利益は536百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>ことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費はございません。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式102百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,602百万円、延滞債権額は77,360百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,604百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は37,391百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式130百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,129百万円、延滞債権額は52,111百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,388百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,411百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式122百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,545百万円、延滞債権額は59,677百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は963百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,674百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は119,958百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、24,373百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を8,189百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額32,562百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,519百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,018百万円 預け金 5百万円 貸出金 700百万円 その他資産 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 9,792百万円 借入金 600百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券56,789百万円及び預け金6百万円を差し入れております。 関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は714百万円であります。</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,040百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、70,310百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を24,225百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額94,535百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,345百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 5,845百万円 預け金 6百万円 貸出金 1,061百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,757百万円 借入金 825百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,984百万円及び預け金6百万円を差し入れております。 関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他資産のうち保証金権利金は587百万円あります。</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は85,861百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、75,660百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を24,607百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額100,267百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,954百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 5,765百万円 預け金 5百万円 貸出金 1,234百万円 その他資産 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 24,830百万円 借入金 975百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券45,572百万円及び預け金6百万円を差し入れております。 関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は699百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、159,262百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが157,834百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、163,449百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが163,349百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、140,802百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが140,752百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 16,904百万円</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれておりません。</p> <p>15 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託1,020百万円であります。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 16,468百万円</p> <p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>15 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託157百万円であります。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,404百万円</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 16,713百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 338百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>15 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託267百万円であります。</p> <p>16 連結会社並びに関連会社が保有する当行の株式の数 普通株式 34千株</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																								
<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額22,996百万円及び貸出金償却5,411百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には、償却債権取立益586百万円を計上しております。</p> <p>4 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)沖縄県内 <table border="0"> <tr><td>主な用途</td><td>遊休資産等</td></tr> <tr><td>種類</td><td>土地建物</td></tr> <tr><td>減損損失額</td><td>163百万円</td></tr> </table> </p> <p>(ロ)沖縄県外 <table border="0"> <tr><td>主な用途</td><td>遊休資産等</td></tr> <tr><td>種類</td><td>土地建物</td></tr> <tr><td>減損損失額</td><td>372百万円</td></tr> </table> </p> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングをおこなっており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社等は、各社毎にグルーピングを行っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については使用方法の変更や継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(536百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	163百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	372百万円	<p>1 その他経常費用には、債権売却損831百万円及び貸出金償却789百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には、償却債権取立益626百万円及び貸倒引当金戻入益139百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却5,084百万円を含んでおります。</p> <p>3 中間連結会計期間において部分直接償却を実施した先からの下半期回収額は、これまで特別利益に計上してはりましたが、当連結会計年度より貸出金償却を減額する方法へ変更しております。なお、当連結会計年度における当該回収額は1,758百万円であります。</p> <p>4 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)沖縄県内 <table border="0"> <tr><td>主な用途</td><td>遊休資産等</td></tr> <tr><td>種類</td><td>土地建物</td></tr> <tr><td>減損損失額</td><td>163百万円</td></tr> </table> </p> <p>(ロ)沖縄県外 <table border="0"> <tr><td>主な用途</td><td>遊休資産等</td></tr> <tr><td>種類</td><td>土地建物</td></tr> <tr><td>減損損失額</td><td>372百万円</td></tr> </table> </p> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングをおこなっており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社等は、各社毎にグルーピングを行っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については使用方法の変更や継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(536百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	163百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	372百万円
主な用途	遊休資産等																									
種類	土地建物																									
減損損失額	163百万円																									
主な用途	遊休資産等																									
種類	土地建物																									
減損損失額	372百万円																									
主な用途	遊休資産等																									
種類	土地建物																									
減損損失額	163百万円																									
主な用途	遊休資産等																									
種類	土地建物																									
減損損失額	372百万円																									

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。		回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式数					
普通株式	28,907			28,907	
種類株式	8,000			8,000	
合計	36,907			36,907	
自己株式					
普通株式	34	2		36	注
種類株式					
合計	34	2		36	

注 単元未満株式の買い取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年 6月28日 定時株主総会	普通株式				
	種類株式	600	75	平成18年 3月31日	平成18年 6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものは、該当ありません

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)
平成17年 9月30日現在	平成18年 9月30日現在	平成18年 3月31日現在
現金預け金勘定 31,135	現金預け金勘定 25,682	現金預け金勘定 41,845
3ヵ月超の定期預け金 105	3ヵ月超の定期預け金 30	3ヵ月超の定期預け金 30
金融有利息預け金 12	金融有利息預け金 13	金融有利息預け金 12
金融無利息預け金 1,259	金融無利息預け金 834	金融無利息預け金 1,377
現金及び現金同等物 29,757	現金及び現金同等物 24,805	現金及び現金同等物 40,424

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額	取得価額相当額
動産 241百万円	動産 65百万円	動産 68百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 241百万円	合計 65百万円	合計 68百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 217百万円	動産 49百万円	動産 46百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 217百万円	合計 49百万円	合計 46百万円
減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額
動産 百万円	動産 百万円	動産 百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 百万円	合計 百万円	合計 百万円
中間連結会計期間末残高相当額	中間連結会計期間末残高相当額	年度末残高相当額
動産 23百万円	動産 15百万円	動産 22百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 23百万円	合計 15百万円	合計 22百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 17百万円	1年内 9百万円	1年内 13百万円
1年超 7百万円	1年超 12百万円	1年超 15百万円
合計 24百万円	合計 21百万円	合計 29百万円
・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	・リース資産減損勘定年度末残高
百万円	百万円	百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料 25百万円	支払リース料 7百万円	支払リース料 38百万円
リース資産減損勘定の取崩額	リース資産減損勘定の取崩額	リース資産減損勘定の取崩額
百万円	百万円	百万円
減価償却費相当額 23百万円	減価償却費相当額 6百万円	減価償却費相当額 35百万円
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円
減損損失 百万円	減損損失 百万円	減損損失 百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	15,547	15,641	93	105	11
地方債	17,995	17,886	108	110	218
社債	10,074	10,158	84	96	12
合計	43,617	43,686	69	312	243

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	3,826	6,500	2,674	2,913	238
債券	142,270	141,903	366	394	760
国債	111,349	110,977	372	294	666
地方債	3,969	3,970	1	10	8
社債	26,951	26,955	3	89	85
その他	32,514	32,572	57	213	156
合計	178,611	180,976	2,365	3,521	1,156

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、減損処理を行ったものはありません。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,104
事業債	1,800
匿名組合	150
外貨外国証券	0

当中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	9,432	9,444	12
地方債	17,610	17,331	279
社債	5,078	5,049	29
合計	32,122	31,825	296

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	13,646	14,527	880
債券	206,409	203,829	2,579
国債	169,724	167,354	2,370
地方債	3,757	3,744	13
社債	32,927	32,730	196
その他	32,654	32,232	422
合計	252,710	250,588	2,121

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で株式について280百万円減損処理を行っております。これは、下落率50パーセント以上下落した場合は全額減損処理し、下落率30パーセント以上50パーセント未満でも、(1)過去2年間に亘り、株価が30パーセント以上低下している、(2)株式の発行会社が債務超過の状態にある、(3)2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される、のいずれかに該当する場合に減損処理を行ったものであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,069
事業債	1,820

前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	525	3

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	10,545	10,485	59	2	62
地方債	16,881	16,315	566	0	566
社債	9,999	9,969	30	28	59
合計	37,426	36,769	656	31	688

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	12,356	13,998	1,642	1,862	219
債券	181,290	176,782	4,508	20	4,529
国債	148,368	144,233	4,135	0	4,136
地方債	3,875	3,856	19	2	22
社債	29,046	28,692	353	17	370
その他	33,755	33,714	41	260	302
合計	227,402	224,495	2,907	2,143	5,050

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当連結会計年度において、その他有価証券で株式について34百万円減損処理を行っております。これは、下落率50%以上下落した場合は全額減損処理し、下落率30%以上50%未満でも、(1)過去2年間に亘り、株価が30%以上低下している、(2)株式の発行会社が債務超過の状態にある、(3)2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される、のいずれかに該当する場合に減損処理を行ったものであります。

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当ありません。

- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	66,108	6,692	116

- 6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,120
事業債	1,910
匿名組合	160

- 7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

- 8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	28,752	87,693	61,793	37,879
国債	17,099	52,941	46,858	37,879
地方債	1,883	7,919	10,933	
社債	9,769	26,831	4,001	
その他	11,324	7,070	4,778	2,093
合計	40,076	94,764	66,572	39,972

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	1,116	1,116			

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭 の信託	2,996	2,996	

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	2,996	2,996			

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,365
その他有価証券	2,365
()繰延税金負債	940
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,424
()少数株主持分相当額	13
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,411

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,121
その他有価証券	2,121
(+)繰延税金資産	843
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,277
()少数株主持分相当額	3
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,280

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,907
その他有価証券	2,907
(+)繰延税金資産	1,155
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,751
()少数株主持分相当額	2
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,753

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	2,000	29	11
	合計		29	11

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	193	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	1,000	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	79	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では先物為替予約取引、有価証券関連では債券先物取引・債券先物オプション取引であります。

(2) 取組方針

当行では、デリバティブ取引を「市場リスクに対するヘッジ」、「お客様のニーズに対応した新商品の提供」のための手段として位置づけており、短期的な売買による収益手段としての「トレーディング」については取組み致しておりません。

(3) リスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、「市場リスク」及び「市場流動性リスク」、「信用リスク」等があります。

市場リスクとは、金融商品の金利変動により生じる金利リスク、為替変動より生じる為替リスク、取引対象資産の価格変動により生じる価格変動リスクを言い、また、市場流動性リスクとは、市場の流動性低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となるリスクのことです。

信用リスクにつきましては、取引契約の相手方が破綻等により契約が履行されなくなり、当行が被ることとなるリスクであります。

(4) リスクの管理体制

リスク管理体制につきましては、市場部門から独立した市場リスク統括部門として、リスク管理部を設置しております。市場部門につきましては、取引の約定を行なう市場取引部門（フロントオフィス）と、運用規定・方針等の遵守状況を把握管理し、ポジション・評価損益・運用状況を定期的にリスク統括部門、担当役員へ報告する市場リスク管理部門（ミドルオフィス）、取引の確認事務、対外決済等勘定処理を行なう後方事務部門（バックオフィス）間による相互牽制体制を敷いております。また、デリバティブ取引の開始に際しましては、リスク管理部と協議の上、ヘッジ方針を明確に定めて取引を開始しております。

(5) その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額等または想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 売建 買建				
	金利オプション 売建 買建				
店頭	金利先渡契約 売建 買建				
	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 受取変動・支払変動	1,000	1,000	8	8
	金利オプション 売建 買建				
	その他 売建 買建				
	合計			8	8

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建 買建				
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	7		0	0
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
その他					
売建					
買建					
	合計			0	0

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間末(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)及び
当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)及び
前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)及び
当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)及び
前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの所在地は国内のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)及び
当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)及び
前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

国際業務経常収益が、連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	1,501.84	1,882.80	1,748.85
1株当たり中間(当期)純利益(は1株当たり中間純損失)	円	382.90	117.67	26.86
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円		77.81	17.40

(注) 1 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円21銭減少しております。

2 1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 又は1株当たり中間純損失				
中間(当期)純利益 (は中間純損失)	百万円	11,052	3,397	1,375
普通株主に帰属しない金額	百万円			600
うち利益処分による 優先配当額	百万円			600
普通株式に係る 中間(当期)純利益(は中間純 損失)	百万円	11,052	3,397	775
普通株式の期中平均株式数	千株	28,865	28,871	28,869
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円		0	0
うち優先株式業務委託 手数料	百万円		0	0
普通株式増加数	千株		14,798	15,717
うち優先株式の普通株式 への転換	千株		14,798	15,717
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要		第一種優先株式 なお、上記優先株式の 概要については、「第4 提出会社の状況 1株式 等の状況 発行済株 式」に記載のとおりであ ります。		

3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前中間連結会計期間は純損失が計上されているため、記載しておりません。

4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日	前連結会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)		96,145	
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)		41,787	
(うち少数株主持分)		1,787	
普通株式に係る中間期末の純 資産額(百万円)		54,357	
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末の普通株 式の数(千株)		28,870	

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)																
	<p>1 当行は、平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成18年9月13日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成18年10月2日に全ての優先株式の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりです。</p> <p>第二種優先株式に関する事項</p> <p>(1)募集株式の種類 株式会社琉球銀行 第二種優先株式 (以下「本優先株式」という。)</p> <p>(2)募集株式の数 4,000,000株</p> <p>(3)払込金額 1株につき5,000円 総額 200億円</p> <p>(4)増加する資本金の額 1株につき2,500円 総額 100億円</p> <p>(5)増加する資本準備金の額 1株につき2,500円 総額 100億円</p> <p>(6)剰余金の配当 本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては剰余金の配当を行わない。</p> <p>(7)残余財産の分配 当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行の普通株式(以下「当行普通株式」という。)を有する株主(以下「当行普通株主」という。)または当行普</p>	<p>当行は平成18年5月19日開催の取締役会決議により、平成18年6月22日に期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 発行総額</td> <td>10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>2 利率</td> <td>(1)平成18年6月23日から平成23年6月22日まで：年2.39% (2)平成23年6月22日の翌日以降：ロンドン銀行間市場における6カ月ユーロ円ライボ－＋2.40%</td> </tr> <tr> <td>3 払込金額</td> <td>各社債の金額100円につき金100円</td> </tr> <tr> <td>4 償還金額</td> <td>各社債の金額100円につき金100円</td> </tr> <tr> <td>5 期間</td> <td>10年(本社債の元金は、その全部を金融庁の承認を得たうえで、平成23年6月22日以降に到来するいずれかの利息支払期日に、期限前償還することができる。)</td> </tr> <tr> <td>6 償還期限</td> <td>平成28年6月22日</td> </tr> <tr> <td>7 物上担保及び保証の有無</td> <td>本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。</td> </tr> <tr> <td>8 資金使途</td> <td>長期的投資資金および一般運転資金</td> </tr> </table>	1 発行総額	10,000百万円	2 利率	(1)平成18年6月23日から平成23年6月22日まで：年2.39% (2)平成23年6月22日の翌日以降：ロンドン銀行間市場における6カ月ユーロ円ライボ－＋2.40%	3 払込金額	各社債の金額100円につき金100円	4 償還金額	各社債の金額100円につき金100円	5 期間	10年(本社債の元金は、その全部を金融庁の承認を得たうえで、平成23年6月22日以降に到来するいずれかの利息支払期日に、期限前償還することができる。)	6 償還期限	平成28年6月22日	7 物上担保及び保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。	8 資金使途	長期的投資資金および一般運転資金
1 発行総額	10,000百万円																	
2 利率	(1)平成18年6月23日から平成23年6月22日まで：年2.39% (2)平成23年6月22日の翌日以降：ロンドン銀行間市場における6カ月ユーロ円ライボ－＋2.40%																	
3 払込金額	各社債の金額100円につき金100円																	
4 償還金額	各社債の金額100円につき金100円																	
5 期間	10年(本社債の元金は、その全部を金融庁の承認を得たうえで、平成23年6月22日以降に到来するいずれかの利息支払期日に、期限前償還することができる。)																	
6 償還期限	平成28年6月22日																	
7 物上担保及び保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。																	
8 資金使途	長期的投資資金および一般運転資金																	

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。</p> <p>(8)取得請求権</p> <p>本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し、本優先株式を取得すると引換えに当行普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>本優先株式の取得を請求することができる期間 平成18年10月4日から平成23年10月4日までとする。</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法</p> <p>(イ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類 当行普通株式</p> <p>(ロ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の数の算定方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当行普通株式数</p> $= \frac{\text{本優先株主が取得請求に際して提出した本優先株式の価額}}{\text{交付した本優先株式の価額}} \times \text{払込金額の総額}$ </div> <p>当行普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。</p> <p>(ハ)当初交付価額 2,823円 (ニ)下限交付価額 1,370円 (ホ)上限交付価額 5,480円 (ヘ)交付価額の修正</p> <p>本優先株式の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、交付価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、売買高加重平均価格のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所におけ</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																												
	<p>る当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額に修正される。</p> <p>(ト)交付価額の調整</p> <p>当行は、本優先株式の発行後、当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって交付価額を調整する。</p> <table border="1" data-bbox="611 577 983 837"> <tr> <td>調整後</td> <td>=</td> <td>調整前</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>交付価額</td> <td></td> <td>交付価額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既発行</td> <td></td> <td>新規発行・処分普通</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>+</td> <td>株式数 × 1株当たり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式数</td> <td></td> <td>払込金額・処分価額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1株当たり時価</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">既発行普通株式数 + 新規発行・処分普通株式数</td> </tr> </table> <p>(9)取得条項</p> <p>当行は、平成23年10月5日(以下「一斉取得日」という。)をもって、平成23年10月4日までに取得請求のなかった本優先株式のすべてを取得するものとする。当行は、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ5連続取引日(売買高加重平均価格のない日を除き、一斉取得日の前日が取引日でない場合には、一斉取得日の前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。ただし、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。なお、上記の普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。</p> <p>(10)その他(潜在株式による希薄化情報)</p> <p>今回発行する本優先株式による当行の発行済株式総数に対する潜</p>	調整後	=	調整前	×	交付価額		交付価額		既発行		新規発行・処分普通		普通	+	株式数 × 1株当たり		株式数		払込金額・処分価額				1株当たり時価		既発行普通株式数 + 新規発行・処分普通株式数				
調整後	=	調整前	×																											
交付価額		交付価額																												
既発行		新規発行・処分普通																												
普通	+	株式数 × 1株当たり																												
株式数		払込金額・処分価額																												
		1株当たり時価																												
既発行普通株式数 + 新規発行・処分普通株式数																														

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																
	<p>在株式数の比率は24.5%となる見込みであります。</p> <p>(注) 潜在株式数の比率につきましては、今回発行する本優先株式の取得請求権が平成18年9月13日決定した当初交付価額ですべて権利行使された場合に発行される株式数を平成18年9月13日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行する本優先株式がすべて上限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は12.6%であり、全て下限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は50.5%であります。また、前述の潜在株式数の比率には第一種優先株式に係る潜在株式数は含まれておりません。</p> <p>(11)資金の用途 主に、一般運転資金に充当する予定であります。</p> <p>2 当行は、平成18年10月5日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有しております第一種優先株式の一部に関し、次のとおり自己株式の取得及び消却を決議し、平成18年10月11日に実施いたしました。なお、本優先株式の取得は、会社法第156条の規定に基づく自己株式取得枠の範囲内で行なうものであります。また、消却につきましては、その他資本剰余金より減額しております。</p> <p>(1)取得・消却 株式の総数 6,800,000株 当初発行株式数 8,000,000株</p> <p>(2)取得価額の総額 40,592,600千円</p> <p>< 参考 > 上記「1. 第二種優先株式の発行」、「2. 第一種優先株式の取得及び消却」実施後の資本金及び優先株式数の変動結果は以下のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="603 1621 995 1890"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初</th> <th>変動額 (株数)</th> <th>変動後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金 (百万円)</td> <td>44,127</td> <td>10,000</td> <td>54,127</td> </tr> <tr> <td>第一種優先 株式(千株)</td> <td>8,000</td> <td>6,800</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>第二種優先 株式(千株)</td> <td></td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>		当初	変動額 (株数)	変動後	資本金 (百万円)	44,127	10,000	54,127	第一種優先 株式(千株)	8,000	6,800	1,200	第二種優先 株式(千株)		4,000	4,000	
	当初	変動額 (株数)	変動後															
資本金 (百万円)	44,127	10,000	54,127															
第一種優先 株式(千株)	8,000	6,800	1,200															
第二種優先 株式(千株)		4,000	4,000															

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	31,003	2.11	25,619	1.72	41,794	2.79
コールローン		87,154	5.92	80,789	5.41	85,352	5.71
買入金銭債権		1,954	0.13	2,972	0.20	3,245	0.22
商品有価証券		580	0.04	453	0.03	525	0.03
金銭の信託		1,116	0.07	2,996	0.20	2,996	0.20
有価証券	1,8	228,893	15.55	283,423	18.99	262,236	17.54
投資損失引当金		1,715	0.11				
貸出金	2,3, 4,5,6, 7,9,19	1,075,858	73.09	1,053,787	70.61	1,050,597	70.28
外国為替	7	485	0.03	391	0.03	394	0.03
その他資産	8	10,728	0.73	6,639	0.44	11,210	0.75
動産不動産	8,10, 11,15	21,646	1.47			21,345	1.43
有形固定資産	10, 11,15			20,427	1.37		
無形固定資産				2,713	0.18		
繰延税金資産		30,815	2.09	22,601	1.51	25,264	1.69
支払承諾見返		18,588	1.26	14,119	0.95	17,352	1.16
貸倒引当金		35,087	2.38	24,502	1.64	27,489	1.83
資産の部合計		1,472,021	100.00	1,492,433	100.00	1,494,826	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	1,350,134	91.72	1,359,380	91.08	1,361,663	91.09
借入金	12,20	1,068	0.06	289	0.02	323	0.02
外国為替		135	0.01	89	0.01	79	0.00
社債	13			10,000	0.67		
信託勘定借	14	1,020	0.07	157	0.01	267	0.02
その他負債		10,096	0.69	5,013	0.34	15,144	1.02
賞与引当金		390	0.03	378	0.02	382	0.03
退職給付引当金		5,435	0.37	5,720	0.38	5,570	0.37
再評価に係る繰延税金負債	15	1,574	0.11	3,086	0.21	3,089	0.21
支払承諾		18,588	1.26	14,119	0.95	17,352	1.16
負債の部合計		1,388,444	94.32	1,398,236	93.69	1,403,873	93.92
(資本の部)							
資本金	16	44,127	3.01			44,127	2.95
資本剰余金		29,632	2.01			29,632	1.98
資本準備金		29,632				29,632	
利益剰余金		6,060	0.41			18,144	1.21
利益準備金		1,551				1,551	
任意積立金		14,099				14,099	
優先株式消却積立金		14,099				14,099	
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期)未処理損失)		9,590				2,493	
土地再評価差額金	15,17	2,386	0.16			852	0.06
その他有価証券評価差額金		1,410	0.09			1,753	0.12
自己株式	18	38	0.00			50	0.00
資本の部合計		83,577	5.68			90,952	6.08
負債及び資本の部合計		1,472,021	100.00			1,494,826	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金	16			44,127	2.95		
資本剰余金				29,632	1.98		
その他資本剰余金				29,632			
利益剰余金				20,933	1.40		
利益準備金				120			
その他利益剰余金				20,813			
優先株式償却積立金				14,819			
繰越利益剰余金				5,993			
自己株式	18			56	0.00		
株主資本合計				94,636	6.33		
その他有価証券評価差額金				1,281	0.08		
繰延ヘッジ損益				6	0.00		
土地再評価差額金	15,17			848	0.06		
評価・換算差額等合計				439	0.02		
純資産合計				94,197	6.31		
負債及び純資産合計				1,492,433	100.00		

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		22,850	100.00	19,530	100.00	50,854	100.00
資金運用収益		15,767		15,409		32,028	
(うち貸出金利息)		(14,288)		(13,298)		(28,526)	
(うち有価証券利息配当金)		(814)		(1,199)		(2,118)	
信託報酬		123		2		131	
役務取引等収益		2,781		2,956		5,581	
その他業務収益		629		162		6,040	
その他経常収益		3,548		1,000		7,073	
経常費用		40,744	178.31	15,142	77.54	49,156	96.66
資金調達費用		1,374		1,456		2,619	
(うち預金利息)		(1,153)		(1,388)		(2,354)	
役務取引等費用		1,464		1,526		2,973	
その他業務費用		78		81		110	
営業経費	1	10,134		10,146		20,370	
その他経常費用	2、4	27,693		1,931		23,082	
経常利益 (は経常損失)		17,893	78.31	4,388	22.46	1,698	3.34
特別利益	3	582	2.55	1,415	7.24	989	1.94
特別損失	5	577	2.53	50	0.25	614	1.21
税引前中間(当期)純利益 (は税引前中間純損失)		17,889	78.29	5,752	29.45	2,073	4.07
法人税、住民税及び事業税		2,824	12.36	14	0.07	3,083	6.06
法人税等調整額		9,971	43.64	2,352	12.06	2,340	4.60
中間(当期)純利益 (は中間純損失)		10,741	47.01	3,384	17.32	1,330	2.61
前期繰越利益		1,053				1,053	
土地再評価差額金取崩額		97				109	
中間(当期)未処分利益 (は中間未処理損失)		9,590				2,493	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					優先株式 消却積立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	44,127	29,632	-	29,632	1,551	14,099	2,493	18,144	50	91,854
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当 注2	-	-	-	-	120	-	720	600	-	600
優先株式消却積立金の 積立 注2	-	-	-	-	-	720	720	-	-	-
準備金から剰余金への 振替 注3	-	29,632	29,632	-	1,551	-	1,551	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	-	-	3,384	3,384	-	3,384
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	4	4	-	4
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	-	29,632	29,632	-	1,431	720	3,500	2,788	6	2,782
平成18年9月30日残高 (百万円)	44,127	-	29,632	29,632	120	14,819	5,993	20,933	56	94,636

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	1,753		852	901	90,952
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当 注2	-	-	-	-	600
優先株式消却積立金の 積立 注2	-	-	-	-	-
準備金から剰余金への 振替 注3	-	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	3,384
自己株式の取得	-	-	-	-	6
土地再評価差額金の取崩	-	-	4	4	-
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	472	6	-	466	466
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	472	6	4	462	3,244
平成18年9月30日残高 (百万円)	1,281	6	848	439	94,197

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。
 3. 平成18年6月の定時株主総会における決議事項であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 5年～50年 動産 2年～10年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 5年～50年 動産 2年～10年	(1) 動産不動産 動産不動産は、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物: 5年～50年 動産: 2年～10年
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
5 繰延資産の処理方法		社債発行費は社債の償還期間にわたり定額法により償還しております。	

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,368百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,909百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,249百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(2) 投資損失引当金 予め定めている償却引当基準に則り、匿名組合に対する出資金について、取得した担保不動産の価額下落を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。		
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理
7 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
8 リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は16百万円であります。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>デリバティブ取引のうち一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間期から適用しております。これにより、税引前中間純損失は536百万円増加しております。</p> <p>なお、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は94,203百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより、税引前当期純利益は536百万円減少しております。</p> <p>なお、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費はございません。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「優先株式消却積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 75百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,970百万円、延滞債権額は73,094百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,498百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,507百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は114,071百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 44百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,565百万円、延滞債権額は49,098百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,232百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,344百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,240百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 20百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,114百万円、延滞債権額は56,422百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は885百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,720百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,143百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は24,373百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を8,189百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額32,562百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,519百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,018百万円 預け金 5百万円 その他資産 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 9,792百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券56,789百万円及び預け金6百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は713百万円であります。</p>	<p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は70,310百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を24,225百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額94,535百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,345百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 5,845百万円 預け金 6百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,757百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,984百万円及び預け金6百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他資産のうち保証金権利金は587百万円あります。</p>	<p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は75,660百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を24,607百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額100,267百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,954百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 5,765百万円 預け金 5百万円 その他資産 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 24,830百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券45,572百万円及び預け金6百万円を差し入れております。 なお、子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、153,359百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが151,930百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、144,964百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが144,864百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、134,429百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが134,379百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
10 動産不動産の減価償却累計額 16,836百万円	10 有形固定資産の減価償却累計額 16,399百万円	10 動産不動産の減価償却累計額 16,643百万円
11 動産不動産の圧縮記帳額 338百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)	11 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)	11 動産不動産の圧縮記帳額 338百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)
12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれておりません。	13 社債は全額劣後特約付社債であります。	
14 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託1,020百万円であります。	14 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託157百万円であります。	14 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託267百万円であります。
15 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出	15 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出	15 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,404百万円
		16 会社が発行する株式の総数 普通株式 65,000千株 優先株式 8,000千株 発行済株式総数 普通株式 28,907千株 優先株式 8,000千株

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>19 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 13,551百万円 上記金額は、当行非常勤取締役が、代表権を持った副社長を務めている会社に対する金銭債権総額を記載しております。</p> <p>20 取締役及び監査役に対する金銭債務総額 900百万円 上記金額は当行非常勤監査役が、代表権を持った会長を務めている会社からの借入金を記載しております。</p>		<p>17 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号;改正平成11年3月31日法律第24号)第7条の2の規定により利益の配当の限度額を計算するときに控除すべき土地再評価差額金は852百万円であります。</p> <p>18 会社が保有する自己株式の数 普通株式25千株</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>401百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>54百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却5,273百万円及び貸倒引当金繰入額22,170百万円が含まれております。</p> <p>3 特別利益には、償却債権取立益582百万円を計上しております。</p> <p>5 当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)沖縄県内</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>163百万円</td> </tr> </table> <p>(ロ)沖縄県外</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>372百万円</td> </tr> </table> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングをおこなっており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については使用方法の変更や継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュフローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(536百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味</p>	建物・動産	401百万円	その他	54百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	163百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	372百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>354百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>317百万円</td> </tr> </table> <p>3 特別利益には、償却債権取立益620百万円及び貸倒引当金戻入益794百万円を計上しております。</p> <p>4 中間決算期において部分直接償却を実施した先からの下半期回収額は、これまで償却債権取立益に計上してはりましたが、当事業年度より貸出金償却を減額する方法へ変更しております。なお当事業年度における当該回収額は1,758百万円でありませぬ。</p> <p>5 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)沖縄県内</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>163百万円</td> </tr> </table> <p>(ロ)沖縄県外</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>372百万円</td> </tr> </table> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングをおこなっており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については使用方法の変更や継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュフローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(536百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味</p>	建物・動産	354百万円	その他	317百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	163百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	372百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>777百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>140百万円</td> </tr> </table> <p>4 中間決算期において部分直接償却を実施した先からの下半期回収額は、これまで償却債権取立益に計上してはりましたが、当事業年度より貸出金償却を減額する方法へ変更しております。なお当事業年度における当該回収額は1,758百万円でありませぬ。</p> <p>5 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)沖縄県内</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>163百万円</td> </tr> </table> <p>(ロ)沖縄県外</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>372百万円</td> </tr> </table> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングをおこなっており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については使用方法の変更や継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュフローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(536百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味</p>	建物・動産	777百万円	その他	140百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	163百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	372百万円
建物・動産	401百万円																																																	
その他	54百万円																																																	
主な用途	遊休資産等																																																	
種類	土地建物																																																	
減損損失額	163百万円																																																	
主な用途	遊休資産等																																																	
種類	土地建物																																																	
減損損失額	372百万円																																																	
建物・動産	354百万円																																																	
その他	317百万円																																																	
主な用途	遊休資産等																																																	
種類	土地建物																																																	
減損損失額	163百万円																																																	
主な用途	遊休資産等																																																	
種類	土地建物																																																	
減損損失額	372百万円																																																	
建物・動産	777百万円																																																	
その他	140百万円																																																	
主な用途	遊休資産等																																																	
種類	土地建物																																																	
減損損失額	163百万円																																																	
主な用途	遊休資産等																																																	
種類	土地建物																																																	
減損損失額	372百万円																																																	

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
売却価額により測定しており、 不動産鑑定評価額から処分費用 見込額を控除して算定しており ます。		売却価額により測定しており、 不動産鑑定評価額から処分費用 見込額を控除して算定しており ます。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式	25	2		28	
普通株式	25	2		28	注
優先株式					
合 計	25	2		28	

注 単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額	取得価額相当額
動産 221百万円	動産 44百万円	動産 44百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 221百万円	合計 44百万円	合計 44百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 205百万円	動産 36百万円	動産 31百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 205百万円	合計 36百万円	合計 31百万円
減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額
動産 百万円	動産 百万円	動産 百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 百万円	合計 百万円	合計 百万円
中間会計期間末残高相当額	中間会計期間末残高相当額	期末残高相当額
動産 16百万円	動産 8百万円	動産 12百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 16百万円	合計 8百万円	合計 12百万円
・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料期末残高相当額
1年内 13百万円	1年内 5百万円	1年内 9百万円
1年超 3百万円	1年超 8百万円	1年超 9百万円
合計 16百万円	合計 13百万円	合計 18百万円
・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高	・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高	・リース資産減損勘定の期末残高
百万円	百万円	百万円
・当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料 23百万円	支払リース料 5百万円	支払リース料 34百万円
リース資産減損勘定の取崩額 百万円	リース資産減損勘定の取崩額 百万円	リース資産減損勘定の取崩額 百万円
減価償却費相当額 22百万円	減価償却費相当額 4百万円	減価償却費相当額 31百万円
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円
減損損失 百万円	減損損失 百万円	減損損失 百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																
	<p>1 当行は、平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成18年9月13日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成18年10月2日に全ての優先株式の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりです。</p> <p><u>第二種優先株式に関する事項</u></p> <p>(1)募集株式の種類 株式会社琉球銀行 第二種優先株式 (以下「本優先株式」という。)</p> <p>(2)募集株式の数 4,000,000株</p> <p>(3)払込金額 1株につき5,000円 総額 200億円</p> <p>(4)増加する資本金の額 1株につき2,500円 総額 100億円</p> <p>(5)増加する資本準備金の額 1株につき2,500円 総額 100億円</p> <p>(6)剰余金の配当 本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては剰余金の配当を行わない。</p> <p>(7)残余財産の分配 当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行の普通株式(以下「当行普通株式」という。)を有する株主(以下「当行普通株主」という。)または当行普通株式の登録株式質権者に先立</p>	<p>当行は平成18年5月19日開催の取締役会決議により、平成18年6月22日に期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 発行総額</td> <td>10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>2 利率</td> <td>(1)平成18年6月23日から平成23年6月22日まで：年2.39% (2)平成23年6月22日の翌日以降：ロンドン銀行間市場における6カ月ユーロ円ライボ－＋2.40%</td> </tr> <tr> <td>3 払込金額</td> <td>各社債の金額100円につき金100円</td> </tr> <tr> <td>4 償還金額</td> <td>各社債の金額100円につき金100円</td> </tr> <tr> <td>5 期間</td> <td>10年(本社債の元金は、その全部を金融庁の承認を得たうえで、平成23年6月22日以降に到来するいずれかの利息支払期日に、期限前償還することができる。)</td> </tr> <tr> <td>6 償還期限</td> <td>平成28年6月22日</td> </tr> <tr> <td>7 物上担保及び保証の有無</td> <td>本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。</td> </tr> <tr> <td>8 資金用途</td> <td>長期的投資資金および一般運転資金</td> </tr> </table>	1 発行総額	10,000百万円	2 利率	(1)平成18年6月23日から平成23年6月22日まで：年2.39% (2)平成23年6月22日の翌日以降：ロンドン銀行間市場における6カ月ユーロ円ライボ－＋2.40%	3 払込金額	各社債の金額100円につき金100円	4 償還金額	各社債の金額100円につき金100円	5 期間	10年(本社債の元金は、その全部を金融庁の承認を得たうえで、平成23年6月22日以降に到来するいずれかの利息支払期日に、期限前償還することができる。)	6 償還期限	平成28年6月22日	7 物上担保及び保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。	8 資金用途	長期的投資資金および一般運転資金
1 発行総額	10,000百万円																	
2 利率	(1)平成18年6月23日から平成23年6月22日まで：年2.39% (2)平成23年6月22日の翌日以降：ロンドン銀行間市場における6カ月ユーロ円ライボ－＋2.40%																	
3 払込金額	各社債の金額100円につき金100円																	
4 償還金額	各社債の金額100円につき金100円																	
5 期間	10年(本社債の元金は、その全部を金融庁の承認を得たうえで、平成23年6月22日以降に到来するいずれかの利息支払期日に、期限前償還することができる。)																	
6 償還期限	平成28年6月22日																	
7 物上担保及び保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。																	
8 資金用途	長期的投資資金および一般運転資金																	

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>ち、本優先株式 1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。</p> <p>(8)取得請求権</p> <p>本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し、本優先株式を取得すると引換えに当行普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>本優先株式の取得を請求することができる期間 平成18年10月4日から平成23年10月4日までとする。</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法</p> <p>(イ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類 当行普通株式</p> <p>(ロ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の数の算定方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当行普通株式数</p> $= \frac{\text{本優先株主が取得請求に際して提出した本優先株式の価額}}{\text{交付した本優先株式の価額}} \div \text{払込金額の総額}$ </div> <p>当行普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。</p> <p>(ハ)当初交付価額 2,823円 (ニ)下限交付価額 1,370円 (ホ)上限交付価額 5,480円 (ヘ)交付価額の修正</p> <p>本優先株式の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、交付価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、売買高加重平均価格のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>重平均価格の平均値の90%に相当する金額に修正される。</p> <p>(ト)交付価額の調整</p> <p>当行は、本優先株式の発行後、当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって交付価額を調整する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{交付価額} = \text{交付価額} \times \\ \\ \text{既発行} \quad \text{新規発行・処分普通} \\ \text{普通} \quad \text{株式数} \times 1 \text{株当たり} \\ \text{株式数} \quad + \quad \frac{\text{払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}} \\ \hline \text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処} \\ \text{分普通株式数} \end{array}$ </div> <p>(9)取得条項</p> <p>当行は、平成23年10月5日(以下「一斉取得日」という。)をもって、平成23年10月4日までに取得請求のなかった本優先株式のすべてを取得するものとする。当行は、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ5連続取引日(売買高加重平均価格のない日を除き、一斉取得日の前日が取引日でない場合には、一斉取得日の前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。ただし、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。なお、上記の普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。</p> <p>(10)その他(潜在株式による希薄化情報)</p> <p>今回発行する本優先株式による</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																
	<p>当行の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は24.5%となる見込みであります。</p> <p>(注) 潜在株式数の比率につきましては、今回発行する本優先株式の取得請求権が平成18年9月13日決定した当初交付価額ですべて権利行使された場合に発行される株式数を平成18年9月13日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行する本優先株式がすべて上限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は12.6%であり、全て下限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は50.5%であります。また、前述の潜在株式数の比率には第一種優先株式に係る潜在株式数は含まれておりません。</p> <p>(11)資金の用途 主に、一般運転資金に充当する予定であります。</p> <p>2 当行は、平成18年10月5日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有しております第一種優先株式の一部に関し、次のとおり自己株式の取得及び消却を決議し、平成18年10月11日に実施いたしました。なお、本優先株式の取得は、会社法第156条の規定に基づく自己株式取得枠の範囲内で行なうものであります。また、消却につきましては、その他資本剰余金より減額しております。</p> <p>(1)取得・消却 株式の総数 6,800,000株 当初発行株式数 8,000,000株</p> <p>(2)取得価額の総額 40,592,600千円</p> <p>< 参考 ></p> <p>上記「1. 第二種優先株式の発行」、「2. 第一種優先株式の取得及び消却」実施後の資本金及び優先株式数の変動結果は以下のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="603 1720 992 1989"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初</th> <th>変動額 (株数)</th> <th>変動後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金 (百万円)</td> <td>44,127</td> <td>10,000</td> <td>54,127</td> </tr> <tr> <td>第一種優先 株式(千株)</td> <td>8,000</td> <td>6,800</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>第二種優先 株式(千株)</td> <td></td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>		当初	変動額 (株数)	変動後	資本金 (百万円)	44,127	10,000	54,127	第一種優先 株式(千株)	8,000	6,800	1,200	第二種優先 株式(千株)		4,000	4,000	
	当初	変動額 (株数)	変動後															
資本金 (百万円)	44,127	10,000	54,127															
第一種優先 株式(千株)	8,000	6,800	1,200															
第二種優先 株式(千株)		4,000	4,000															

(2) 【信託財産残高表】

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金				
その他債権	0	0.00		
銀行勘定貸	1,020	100.00	157	100.00
合計	1,020	100.00	157	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
指定金銭信託	1,020	100.00	157	100.00
合計	1,020	100.00	157	100.00

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第89期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成18年5月18日 関東財務局長に提出
(2) 有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第89期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成18年6月6日 関東財務局長に提出
(3) 発行登録書(株券、社債券等) 及びその添付書類			平成18年5月19日 関東財務局長に提出
(4) 訂正発行登録書		平成18年5月19日提出の発行登録書に 係る訂正発行登録書であります。	平成18年6月6日 関東財務局長に提出
(5) 発行登録追補書類 及びその添付書類		平成18年5月19日提出の発行登録書に 係る発行登録追補書類であります。	平成18年6月12日 関東財務局長に提出
(6) 発行登録取下届出書		平成18年5月19日提出の発行登録書に 係る発行登録取下届出書であります。	平成18年6月23日 関東財務局長に提出
(7) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第90期)	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	平成18年6月28日 関東財務局長に提出
(8) 有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第90期)	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	平成18年8月16日 関東財務局長に提出
(9) 臨時報告書		企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第2号(新株式の発行)の 規定に基づく臨時報告書であります。	平成18年9月4日 関東財務局長に提出
(10) 臨時報告書の 訂正報告書		平成18年9月4日提出の臨時報告書 に係る訂正報告書であります。	平成18年9月13日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

くもじ監査法人

代表社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 城 三 恵 子 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月25日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 原 淳 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増 田 正 志 ㊞

くもじ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ㊞

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

（追記情報）

1. 重要な後発事象1. に記載されているとおり、会社は平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成18年9月13日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成18年10月2日に全ての優先株式の払込が完了した。
2. 重要な後発事象2. に記載されているとおり、会社は平成18年10月5日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有している第一種優先株式の一部に関し、自己株式の取得及び消却を決議し、平成18年10月11日に実施した。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

くもじ監査法人

代表社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 城 三 恵 子 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第90期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月25日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 原 淳 一 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増 田 正 志 (印)

くもじ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 翁 長 良 禎 (印)

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第91期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

（追記情報）

1. 重要な後発事象 1 . に記載されているとおり、会社は平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成18年9月13日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成18年10月2日に全ての優先株式の払込が完了した。
2. 重要な後発事象 2 . に記載されているとおり、会社は平成18年10月5日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有している第一種優先株式の一部に関し、自己株式の取得及び消却を決議し、平成18年10月11日に実施した。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。